

経営所得安定対策等交付金の概要

※12月15日時点の情報のため、国の付金要綱の改正により内容が変更となる可能性があります。

経営所得安定対策等交付金の種類及び要件

1 認定農業者、集落営農、認定新規就農者のみ対象で、農地の指定はありません。

① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

○対象作物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

○交付金額

面積払：2万円／10a

数量払：品質区分に応じた単価表による。ただし、数量払交付額から面積払交付済の額を超えた場合、超過分のみ交付されます。

② 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

○対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

○交付額

当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割が交付されます。

交付金は3／4が国の交付金、1／4が申請者の積立金から捻出されます。

○条件

収入保険加入者は申請できません。

申請にあたって、申請面積に応じて積立金の納付が必要です。（交付金に充当されなかった積立金は翌年に繰越し、又は返納を選択することができます。）

2 全ての農業者が対象で、水田での作付けのみ対象

① 水田活用の直接支払交付金

○対象作物と交付金額

・戦略作物（全国一律）

麦、大豆、飼料作物：3.5万円／10a（永年性牧草では種を行わない場合1万円／10a）

WCS用稻：8万円／10a

加工用米：2万円／10a

飼料用米、米粉用米（多収品種）：収量に応じ5.5～10.5万円／10a

・産地交付金（野菜等）：別紙「産地交付金による支援」参照。

② 畑地化促進事業

水田を畠地化して畠作物の本作化に取組む農業者に対し、円滑な移行支援のため交付金を交付します。

○対象作物

水田活用の直接支払交付金と同一

○交付額

畑地化支援 7万円／10a

定着促進支援 2万円／10a×5年間

○条件（全ての条件を満たす必要があります）

- ・畦畔等の湛水設備及び所要の用水供給設備を有していること。
- ・令和7年度において作物が作付けされており、令和8年度に水稻以外の作物を作付けすること。
- ・隣接した農地を含め、団地化していること。
(団地化の基準は30a以上。ただし、中山間地域は20a以上。)
- ・交付が行われてから5年間は、出荷・販売を目的とした作付けをすること。
- ・申請するほ場が借地の場合、土地所有者の同意を得られていること。
- ・水田を畑地化するため、土地改良区に加入しているほ場の場合、土地改良区から除外されるか、畑作用の水源利用に制限されます。土地改良区の除外等に係る決済金は全額国が負担します。（各種手数料は農業者負担）

申請における留意事項

経営所得安定対策等交付金（以下、「交付金」という。）の申請事務において、留意すべき事項をまとめましたので、申請を予定されている方は必ず御一読ください。

申請に不備があった場合、交付金を受領できない可能性もありますので、予め御留意ください。

○交付金は国において毎年交付要綱が改正されています。例年通りの記載ではなく、当協議会から発出するお知らせを確認し必要な事項を申請してください。

○書類の提出期限が守られない場合、交付金を受領できない可能性がありますので期日を順守してください。なお、どうしても難しい場合は、事前に担当へ御連絡ください。

○書類の内容に不備があった場合、当協議会からお問合せの連絡をいたします。日中連絡が取れる連絡先を報告してください。

○交付金は作付けする作物によって交付単価が異なります。

別紙「産地交付金による支援」等を確認し、営農計画を作成してください。

別紙「産地交付金対象作物一覧」に記載のない作物を作付けした場合は、交付金の対象となりませんので、御留意ください。

○令和7年度より交付金を受領するためには、「環境と調和のとれた農業生産の実施」をすることが必須となります。点検シートを確認のうえ必ず実施し、実施内容が客観的に分かる作業日誌や伝票等を5年間保管してください。

○交付金申請では次の手続きを実施しますので、それぞれの留意点を確認してください。

①水稻生産実施計画書兼営農計画書の提出について（1月28日まで）

- ・別紙「水稻生産実施計画書兼営農計画書作成要領」を確認のうえ、作成してください。

②経営所得安定対策等交付金申請書の提出について（5月末日まで）

- ・水田活用の直接支払交付金、畑地化促進事業、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の全部または一部に申請をする方に、経営所得安定対策等交付金申請書を送付しますので、同封する記載例を確認のうえ提出してください。

なお、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）は「播種前契約書」、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）は「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）」を必ず提出してください。

③当協議会における作付状況の現地確認（6月から8月まで）

- ・交付金実施要綱に基づき、申請する全てのほ場について当協議会で現地確認を行います。
- ・作物によっては種時期が異なるため、作物毎に何度も分けて現地確認を実施します。詳細は別途通知いたします。
- ・作付状況を目視により確認いたします。雑草の刈取り等を行ってほ場を適切に管理し、作付状況が容易に確認できるよう御協力ください。
- ・ほ場が特定できない、発芽が確認できない等により自己保全管理と判断される場合がありますので、事前に送付する転作確認票に必ずは種日又は、は種予定日を記載のうえほ場に掲示してください。
- ・令和8年度の現地確認より転作確認実施済みのシールの貼り付けを取りやめます。
- ・現地確認実施後に、確認結果を通知いたします。確認内容に疑義がある場合は、必ず修正の御連絡をお願いいたします。当該結果通知をもって交付申請作物及び面積を確定いたします。以後の修正は受付できません。

④出荷・販売伝票の実績報告（10月末まで）

- ・出荷・販売伝票は出荷・販売者の名前、出荷・販売日、出荷・販売作物の名称及び数量が記載されているものが必要となりますので、出荷・販売先から取得してください。どうしても記載できない場合は、手書きで不足する内容を追記してください。
- ・飼料用作物を作付けする場合、これまで「全量」としていた報告は認められなくなりましたので、重量を報告してください。重量による報告が難しい場合はロール等の規格及び数量を報告してください。なお、県または市が定める単収の2分の1未満の収量の場合は、交付金を受けられない場合があります。
- ・小麦、大豆、そばを作付けする場合、収穫重量を報告する必要がありますので、必ず報告してください。なお、国が定める基準単収の2分の1未満の収量の場合は、交付金を受けられない場合があります。
- ・無人販売や朝市等、出荷販売伝票が発行されない形態で作物を販売する場合は、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」に加え、販売等を行っていることが分かる写真の提出が必須となります。

- ・牧草をは種した場合、証拠書類として種子の購入伝票を提出していただきますので、保管いただきますようお願いいたします。なお、作物毎に定められる適正量をは種していない場合は交付金の加算対象となりません。
- ・地力増進作物を作付けした場合、証拠書類として種子の購入伝票を提出していただきますので、保管いただきますようお願いいたします。

○その他の留意事項

- ・自然災害又は、有害鳥獣被害等により収量が著しく低下した場合は、当協議会へ御連絡ください。理由書を提出することで交付金を受取れる可能性があります。理由書提出の際には、被害状況及び適切な管理をしていたことを確認できる証拠書類を提出する必要がありますので、被害状況が分かる写真、資材の購入伝票、作業日誌等の証拠書類を保管いただきますようお願いいたします。

○5年水張りルールについて

- ・令和4年から8年までの5年間に1度も水稻作付が行われていない農地は令和9年度以降の交付対象農地から除外されます。
- ・ただし、「1ヶ月間の湛水管理」又は、「連作障害を回避する取組み」のどちらかを実施することで、水稻作付をしたことと認定されます。
- ・1ヶ月間の湛水管理を実施する場合は、湛水開始時と1ヶ月経過後の2回、「日付」、「地名地番」を記載したボード等と一緒にほ場全体の状況がわかる写真撮影し、当協議会へ提出してください。
- ・当協議会管内においては、「環境と調和のとれた農業生産の実施」をすることで、連作障害を回避する取組みを実施したことと認定いたします。